

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

(学校保健安全法施行規則第18条)

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種感染症	エボラ出血熱・クリミア・コンゴ熱・痘瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症呼吸器症候群、鳥インフルエンザ（H5N1） ※上記の他、新型インフルエンザ感染症、指定感染症及び新感染症	治癒するまで
第二種感染症	インフルエンザ（流感）	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性抗生素製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（れふくかぜ）	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日はしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	腫瘍症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
第三種感染症	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	その他の感染症 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、ヘルパンギーナマイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎など	(条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患) 全身症状が悪いなど、医師の判断で出席停止を要する場合

※上記の感染症に罹患した場合は出席停止になります。

病院を受診して、主治医から登校の許可がありましたら、下の出席停止解除願いを学校へ提出してください。